

日程第11. 報告第9号 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について

○議長 宮城清政君 日程第11. 報告第9号 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告についてを議題とします。まず、提出者から説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 報告第9号 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告いたします。記
1. 専決処分事項 和解及び損害賠償の額の決定について。2. 専決処分した理由 法律上、町の義務に属する損害賠償で、1件50万円以下のものに係る和解及び損害賠償額の決定に関する事項。

専決処分については、11月15日に行っております。1. 専決処分事項 和解及び損害賠償の額の決定について。2. 相手方 記載のとおりであります。3. 事故の概要 平成28年10月23日（日）11時頃、大名公民館駐車場から公用車を後退にて県道240号線へ出る際に、右側後部が相手車両の左後部と接触し、当該車両を損傷させたものです。4. 損害賠償額 4万8,800円。その内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 報告第9号 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告についてご説明いたします。お手元に配布いたしました報告第9号の資料で説明します。先ほども副町長から概要がございましたが、平成28年10月23日の日曜日、地域の作業で使用するため1トントラックを貸し出しました。その作業の途中で大名公民館付近から県道へ出ようと後退しているところ、駐車していた車と接触に至ったということがございます。損害賠償につきましては、総務課が一括して加入している全国自治の保険での支払いとなります。車両の損傷で人的被害はなかったということでご報告いたします。よろしく願いいたします。

○議長 宮城清政君 ただいまの報告について質疑がありましたら質疑を許します。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第9号 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告については、これをもって終了します。